

海外経済要録

国際機関

◇ IMF総務会、第7次増資およびSDRの配分再開に関する決議を採択

1. 國際通貨基金(IMF)は同総務会が第7次増資およびSDRの配分再開に関する理事会決議案を採択した旨、12月13日発表した。その主な内容は次のとおり。

(1) 第7次増資

イ. 増資額

今次増資額は19,604百万SDR(払込み後の新クォータ額は58,611百万SDR)。各加盟国の増資率は、発展途上国11か国(イラン、サウジ・アラビア、クウェート、リビア、韓国、イラク、アラブ首長国連邦、シンガポール、カタール、オマーン、レバノン<11か国全体の増資率は67.5%>)を除き一律50%とする。

主要IMF加盟国クォータ等

(単位・百万SDR、カッコ内シェア%)

	従来のクォータ	新クォータ
合 計(137か国)	39,007 (100.00)	58,611 (100.00)
うち工 業 国	22,915 (58.75)	34,373 (58.65)
うち米 国	8,405 (21.55)	12,607.5 (21.51)
英 国	2,925 (7.50)	4,387.5 (7.49)
西 ド イ ツ	2,156 (5.53)	3,234 (5.52)
フ ラ ン ス	1,919 (4.92)	2,878.5 (4.91)
日 本	1,659 (4.25)	2,488.5 (4.25)
カ ナ ダ	1,357 (3.48)	2,035.5 (3.47)
イ タ リ ア	1,240 (3.18)	1,860 (3.17)
そ の 他 先 進 国	3,551 (9.10)	5,326.5 (9.09)
产 油 国	3,786 (9.71)	6,011 (10.26)
そ の 他 発 展 途 上 国	8,755 (22.44)	13,188.5 (22.50)

ロ. 増資払込手段

増資払込手段については、①増資額の75%は自國通貨、②残り25%はSDR会計参加国の場合SDR、非参加国の場合はIMFが特定する外貨とする。

ハ. 増資発効日

各国の増資は当該国の増資に対する同意通告(期限、80年11月1日)および払込みの完了を経て発効する。ただし、78年11月1日時点におけるクォータ総額の75%以上のシェアを有する加盟国が同意通告を完了した旨IMFが認定していない場合は発効しない。またこの認定が80年6月30日までになされない場合は、各国の増資は払込みを完了しても80年10月6日以降に発効する。

(2) SDRの配分

イ. 配分日および配分総額

1979年~1981年までの3年間、毎年1月1日に各々約40億SDR、累計約120億SDRを追加的に加盟国に配分する(注)。

ロ. 配分対象国

- ① 77年12月31日時点におけるSDR会計参加国
- ② 78年中の同会計新規参加国でIMFに対してSDR配分を受ける旨の希望を表明した国

ハ. 国別配分額

配分日の当該国クォータに下記配分率を乗じたもの。

$$\text{配分率} = \frac{40\text{億SDR}}{\text{本決議発効日(1978年12月11日)におけるSDR会計参加国の各配分日前日のクォータ総額}}$$

(注) 78年10月末現在加盟国のSDR保有額は8,114百万SDR。

2. またIMFは同日、理事会が①SDR金利の算出方式を従来のクォータが最大である5加盟国短期金利の加重平均の60%から同80%に引上げる、②一般資金勘定利用に関する報酬率(注1)をSDR金利の90%(従来SDR金利と同一)に引下げる、③SDRの復元率(注2)を純累積配分額の30%から15%に引下げるなどを決定、それぞれ79年1月1日から実施する旨発表した。

(注1) IMF協定第5条第9項に基づき、IMF保有の加盟国通貨残高がクォータの一定割合を下回る場合、差額について報酬率が支払われる。

(注2) IMF協定第19条第6項に基づき、SDR勘定参加国は特定の期間におけるSDRの平均保有高を純累積配分額の一定割合に維持しなければならない。

◇OPEC、原油価格を引上げ

OPEC(石油輸出国機構)は12月16、17日の両日、第52回総会をアラブ首長国連邦のアブダビで開催し、下記の

とおり原油価格を引上げることを決定した。

- (1) 原油価格(基準原油アラビアン・ライトの公式販売価格、現在 12.70 ドル/バレル)を 1979 年の年間を通じて平均 10% 引上げる。
- (2) この引上げは次のような四半期ごとの段階的調整により行われる。

	引上げ率(同累積) 引上げ率)	基準原油価格 (ドル/バレル)
1979年1月1日	5.0% (5.0%)	13.34
4月1日	3.9 (9.0)	13.84
7月1日	2.3 (11.5)	14.16
10月1日	2.7 (14.5)	14.54

この結果、OPEC の原油価格は 77 年 1 月以来 2 年ぶり(77 年 1 月に 5% の値上げにとどめたあと同 6 月に再引上げを行って他の OPEC 諸国<77 年 1 月に 10% 値上げ>の水準にそろえたサウジアラビア、アラブ首長国連邦では 1 年半ぶり)に引上げられることとなった。

今回の値上げについては、①軽質油を中心とする原油需給のタイト化、②米ドル減価等に伴う OPEC 諸国の石油収入目減り、③総会直前のイランの政情不安に伴う原油生産急減等が背景とみられているが、初めて段階的値上げ方式が採用された背景としては、①値上げ強硬派と稳健派の要求値上げ率にかなりの差があったこと、②先進国景気への影響とそのフィードバックの軽減、③状況の進展いかんによっては再調整が出来るような余地を残しておきたかったこと、等を指摘する向きが多い。

米州諸国

◆米国、ドイツ・マルク建債務証書を発行

米国財務省は 12 月 15 日、西ドイツ市場において総額 30.4 億ドイツ・マルクの債務証書(auf DM laufender Schuldsschein)を発行した。これは去る 11 月 1 日に発表されたドル防衛策(11 月号「要録」参照)で謳われている米当局の為替市場への介入強化のための資金調達(うち外貨建債券の発行、総額 100 億ドル)の一環である。なお米国政府による外貨建債券発行の例としては 60 年代初のいわゆるローザ・ボンド(取引相手は外国中央銀行ないし政府のみの非市場性債券)があるが、公募方式による発行は今回が初めてである。

同債務証書の発行要項等は以下のとおり。

1. 発行額および発行条件

期 間	発行額 ^(注)	金利	発行価格
3 年 も の (満期 1981 年) (12 月 15 日)	1,773.5 百万マルク	5.95%	par 発行

4 年 も の 1,265.0 百万マルク 6.20% par 発行
(満期 1982 年)
(12 月 14 日)

2. 応募条件等

- (1) 応募は西ドイツの居住者に限られ、非居住者は応募することも譲渡を受けることも認められない。
- (2) 応募額は 3 年もの、4 年もの双方について 50 万マルクまたはその整数倍の額とし、応募の申込み(12 月 13 日締切り)は西ドイツ各州の中央銀行(Landeszentral bank)において受付ける。
- (3) 同証書は Landeszentral bank において満期まで保管される。
- (4) 譲渡は 50 万マルクまたはその整数倍の額とし、4 回まで認められる。
- (5) 証書の取得および譲渡についての証券取引税は免除。また、西ドイツと米国間の 2 重課税防止条約により、米国の本証券利子に対する連邦税(源泉徴収税)は免除。

(注) 応募総額は 3 年もの 55.6 億マルク、4 年もの 31.2 億マルクに達したが、ブンデスバンクでは、「発行額を極力当初予定額(25~30 億マルク)の線に抑えるとともに 3 年もの、4 年ものに対する応募比率(3 年もの 31%、4 年もの 40%)を大きく変えないように配慮した」とコメントしている。

◆米国、賃金・価格ガイドラインを一部修正

米国賃金物価安定協議会(The Council on Wage and Price Stability)は 12 月 13 日、さる 10 月に発表した賃金・価格に関する自主的ガイドライン(Voluntary Wage and Price Standards)に関し、賃金ガイドラインを若干緩和する一方、価格ガイドラインを厳しくする方向で修正する旨発表した。本措置に関しカーン同協議会委員長(インフレ問題担当大統領特別顧問)は「賃金ガイドラインの修正により賃金上昇率は年間 7.2~7.3% 程度(当初の賃金ガイドラインは 7%)となるが、価格ガイドラインの強化により物価面への影響はほぼ相殺されよう」と述べている。

主な修正内容は以下のとおり。

(1) 賃金ガイドライン(wage standard)の修正

当初、すべてのフリンジ・ベネフィットを含めて賃金の年間上昇率を 7% に抑えることとしていたが、今回、フリンジ・ベネフィットのうち年金給付および医療保険に関する企業負担分については賃金ガイドラインの対象から除外されることとなった。

(2) 価格ガイドライン(price standard)の修正

イ. 当初各企業の 79 年における価格引上げ幅の上限につき、原則として①76 年および 77 年の平均引上げ率 -0.5% または②年間 9.5%^(注) のいずれか低い方と設

定されていたが、今回、値上げ幅が年間1.5%以内であれば上記の規定に関係なく当該企業は価格ガイドラインを遵守したものとみなされることとなった。

ロ. 不可避のコスト上昇により価格ガイドラインを遵守できない企業に対しては「税引前利益率を過去3年のうち良好な2年の平均以下に抑える」との当初の利益率規制に加え、今回「利益の増加率を6.5%以下に抑える」との上限が設定された(ただし売上げ数量の増加に伴う利益の増加はガイドラインの対象外)。

(注) 本ガイドラインは76、77年の値上げ幅が極めて高かった(abnormally high)企業に対して適用されるもの。

◇カナダ、公定歩合を引上げ

カナダ銀行は1月3日、公定歩合を10.75%から11.25%に引上げ、即日実施する旨発表した。今回の公定歩合引上げは78年3月以来7度目の措置である(通算引上げ幅3.75%ポイント)。

今次措置につき、カナダ銀行のブイ(Gerald Bouey)総裁は、「米国金利の上昇とそれに伴うカナダ・ドル相場の軟化に対処したものである」とコメントしている。

歐　州　諸　國

◇EC首脳会議、欧州通貨制度の発足につき合意

1. EC首脳会議は12月4・5両日、ベルギーのブリュッセルで開催され、5日、欧州通貨制度(略称EMS)につき、当初予定通り79年初から発足させること等で合意した旨の共同声明を発表した。今次合意は、去る7月6・7両日、西ドイツのブレーメンで開催された前回のEC首脳会議において合意をみた基本線(53年8月号「要録」参照)に沿い、その後の蔵相理事会、通貨評議会、中央銀行総裁会議等による検討結果を踏まえて成立したものである。

今回発表された共同声明は、(1)EMS創設および同関連事項、(2)EC域内において発展の遅れた国の経済を強化するための諸施策の2部から成っており、その要旨は以下のとおり。

(1) EMS創設および同関連事項

イ. 基本方針

(イ) EMSは79年1月1日から発足させるものとする。
(ロ) EC加盟国は、黒字国、赤字国を問わず、EMSの永続的成功を確実なものとするため、対内・対外経済両面において一層の安定をもたらすような政策を実施するものとする。
(ハ) 本制度は発足後2年内に必要な見直し作業を行

った後最終的な体制を確立するものとする。

(乙) 本制度においては、将来、欧州通貨基金(EMF)の創設、欧州通貨単位(ECU)の準備資産および決済手段としての全面的使用を実現するものとする。

ロ. 欧州通貨単位(ECU)とその役割

(イ) ECUをEMSの中心に置く。ECUの価値および構成通貨は現行EUA(欧州計算単位)と同一とする。

(ロ) ECUの役割は次のとおり。

- a. 為替相場算定の際の計算単位(numeraire)
- b. 特定通貨が域内通貨全体の平均的動向からどれだけ離れているかを計る指標(divergence indicator、後述)
- c. 介入および信用供与操作における金額表示単位(denominator)
- d. EC通貨当局間の決済手段

(ハ) ECUを構成する各国通貨のウエイトは発足後6か月以内に見直し、さらにその後5年ごと、および構成通貨のいずれかのウエイトが25%変化し要請があった場合に見直すものとする。ただし見直しに際しては、ウエイトの変更によりECUの価値に変化が生じないようにする。

ハ. 為替相場の設定および介入のメカニズム

(イ) EMS参加国通貨はECU表示の基準相場を設定し、基準相場に基づいて各国通貨間の名目中心相場を算定するものとする。

(ロ) 名目中心相場の上下に各2.25%の変動幅を設定する。なお、EC共同フロートに参加していないEC加盟諸国に対しては、当初同6%までの変動幅を認める(当面、該当国はイタリアのみ)。ただし、この拡大変動幅は経済情勢の許す限りみやかに縮小されるべきものとする。またEC加盟国に対しては、EMS発足後における参加も認める。

(ハ) 介入は原則として参加国通貨で行うものとする。

(イ) 自本国通貨が変動幅の上・下限に達した国は介入を行う義務を有する。

(ロ) ECUバスケットは、参加通貨間の乖離度を示す指標として用い、各通貨間の最大乖離幅の75%の水準に乖離点(threshold of divergence)を設定する。乖離点は、参加各国通貨のECU内におけるウエイトの差により乖離点に達する可能性に差が生じないように算定されるものとする。

(ハ) 乖離点に到達した通貨国は、その状態を是正するため、以下の適切な措置を実施するものと了解する(result in a presumption)。

- a. 各種通貨による介入
- b. 国内金融政策
- c. 基準相場の変更
- d. その他の経済政策

もし、特定の事情によりこれら措置が実施されない場合には、当該国はその理由を他の参加国当局に説明、協議し、また必要とあらばE Cレベルでの協議(consultation)を行うものとする。また、本項の規定はEMS発足6か月後に見直すものとする。

- (f) 市場介入資金のファイナンスのため、各国中央銀行間に金額無制限の超短期信用供与制度(very short-term facility)を設ける。これに伴う債権、債務の決済は介入実施月の月末から起算して45日後とする。ただし、短期信用供与制度(short-term facility)に基づく各国の信用享受限度額まではさらに3か月間の延長が可能とする。
- (g) 各国中央銀行間の決済手段としてECUを創出する。ECUは当初参加各國が金およびドル準備の各20%を預託することの見返りとして、欧洲通貨協力基金(略称FECOM)から供与される。また各国中央銀行は定期的に見直しを行い、少なくとも20%の対FECOM外貨預託比率は確保するものとする。なお上記が替メカニズムに参加しないE C加盟国も、この初期のECU供与操作に加わることができる。

二. 信用供与制度

- (f) 現行の信用供与制度は、EMSの初期段階においては現行通り維持(手続面はそのまま)されるが、最終的にはEMFに統合されるものとする。
- (g) 資金規模は、短期140億ECU、中期110億ECU、計250億ECUに拡大する。短期信用供与については期間3か月、2回更新可能とする。中期信用の拡大については79年6月30日までに発効させるものとする。

ホ. 第3国との関係

- (f) EMSの存続のため、またEMSの国際的関連からみて、EMS参加国は第3国に対する為替政策の調整を図るとともに、関係当局と可能な限り協調行動(concertation)をとることを要する。
- (g) E Cと特に密接な関係を有する欧洲諸国は本相場制度および介入メカニズムに参加できるものとする。

ヘ. EMS具体化のための今後の検討事項

- (f) 蔵相理事会の検討すべき事項

- a. FECOMによるEUA変更のための規則

(regulation)

- b. FECOMが外貨準備を受け入れ、決済手段としてのECUを供与するために必要な規則
- c. EMSの域内共通農業政策に与える影響を調整する規則。共通農業政策における価格の統一性を回復するため、今後、永続的な国境調整金制度(MCA)の創設は避けるとともに、現行MCAを段階的に解消させることが特に重要である。
- (d) EC加盟国中央銀行およびEC委員会の検討すべき事項
 - 短期・中期信用供与に関する所要の手続き。
- (2) EC域内において発展の遅れた国の経済を強化するための諸施策
 - イ. 全加盟国は一層の経済安定の達成を目指した経済政策を講じるべきである。
 - ロ. この困難な目標達成のため、域内の相対的に貧しい諸国の潜在的経済力強化の手段を講じるべきである。
 - ハ. EMSの為替相場制度および介入のメカニズムに有効かつ完全に参加した相対的に貧しい加盟国たる、以下のような措置を講じるものとする。
 - (f) 新融資制度(オルトリ構想、53年1月号および12月号「要録」参照)に基づく年間10億EUAの融資実行(融資実施機関は欧洲投資銀行)。
 - (g) 上記融資に関し、年間2億EUA(向う5年間計10億EUA以下)の利子補給を付すること。
 - (h) ただし、上記融資資金の使途は、選別された基盤整備事業(infrastructure projects and programmes)に限定される(域内諸国の産業の現在の競争状態を変化させる<distort>ためには使用してはならない)。
 - (i) 上記融資が4月1日から実行可能となるよう必要な措置等を決定するよう、蔵相理事会に対し指示する。
- ニ. 加盟国の経済パフォーマンスの調整促進と、共同体の諸制度、特に構造的格差を縮小していくための資金の利用との関係については、今後、委員会の検討をまち、次回のEC首脳会議において、その検討結果につき討議するものとする。
- 2. 本EMSに発足当初から参加する旨決定した国は、西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、デンマーク、アイルランド、ルクセンブルクの8か国である。
- 3. EMSの79年初発足については、発足直前の12月下

旬に至り、西ドイツ・フランス間で、EC域内共通農業政策の改革を巡り見解の相違が表面化したことから、フランスは12月29日、予定されていたEMS発足の前提となる新レート設定は行わない旨発表し、参加を予定していたその他7か国間の基準相場設定も暫時見送られたため、結局、年初発足是不可能となった。西ドイツ・フランス両国間の対立は、フランスが、首脳会議の共同声明に織込まれた、EC域内共通農産物価格制度に伴う現行の国境調整金制度(略称MCAまたはMCM)(注)の段階的撤廃の具体化を求めたのに対し、西ドイツがこれを拒否したことにより表面化したものである。

(注) MCAは、1973年、域内共通農産物価格に対する為替相場変動の影響を減殺する手段として導入された制度である(本制度は1973年以降共同体レベルでの強制的制度となった)。同制度のメカニズムは、農産物取引において使用される各国の「緑の通貨」相場と市場相場(ただし共同フロート参加国は、共同フロートにおける中心相場、同非参加国は、一定期間の市場相場の平均値をもって示す代表相場)間に生ずる乖離を調整するため、その格差相当額を補助金として支給ないしは課徴金として徴収するものである。すなわち、例えば西ドイツ等自國通貨相場が上昇し、市場相場で換算した自國農産物の輸出価格が、「緑の相場」で換算した理論価格を上回るような国に対しては、両価格の格差に相当する額を補助金として支給し、フランスのように、実勢輸出価格が理論価格を下回る国農産物輸出に対しては、当該格差相当額の課徴金が課されることとなる(課徴金はECの農業指導保障基金、略称EAGGFないしはFEOGAに積立てられ補助金の原資とされている)。

◇ブンデス銀行、79年の中央銀行通貨量の目標増加率を決定

1. ブンデス銀行は12月13、14日に開催された定例中央銀行理事会において、79年の中央銀行通貨量の目標増加率を年間6~9%(79年第4四半期の前年同期比増加率、76~78年の間は年平均増加率ベースで8%)とする旨決定した。

2. 本目標値に関しブンデス銀行は要旨次のようなコメントを発表した。

「本目標増加率決定により、物価安定政策を堅持することが可能となる一方、景気回復に伴い必要となる資金の順便な供給也可能となるものと考える。目標値に幅をもたらせたのは、ここ数か月急速に通貨量の拡大(注)をみており、さしあたりこれを急激に縮小することは不可能であると判断したためである。目標値の上限、下限のいずれに向けて金融政策が行われるかは、今後の景気動向および対外経済関係の推移次第である」。

また、エミンガー同行総裁の同理事会後のコメント要旨は次のとおり。

「昨今の情勢のもとで、通貨量の目標増加率を決定することには種々難しい問題があるが、目標増加率の公表は、従来どおり国内経済主体に対し、ブンデス銀行の

物価安定政策堅持の姿勢を印象づけることをねらったものであり、特に今回は79年の欧州通貨制度発足を控え、関係諸国に対し西ドイツの安定化政策にいささかのゆるぎもないことをアピールしたものである。ブンデスバンクは、これまでの経験から得られた事実に基づいて、従来とは異なった新たな通貨量目標値の定式化を試みることにしたが、増加率を年間ベースに変えたことや目標値に幅をもたせたことなどの技術的変更はこれまでの経験をさらに深めようとする考え方の現れであるといえよう。最近の中央銀行通貨量の伸びからすれば、近い将来物価上昇テンポがかなり高まる危険性もあるため、今後ブンデス銀行としては手をこまねいて、これを容認する訳にはいかない。従って、79年の目標値は先行きの物価動向をある程度警戒した政策を前提としたものであるといえよう」。

(注) 最近の中央銀行通貨量の推移(3ヶ月前比年率・%)
78/6月 7月 8月 9月 10月 11月
9.4 8.4 9.6 11.4 14.6 14.4

◇ブンデス銀行、再割引わくの削減を決定

ブンデス銀行は12月13、14日に開催された定例中央銀行理事会において、同行再割引わくを約50億マルク削減(縮小後の再割引わくは約220億マルク、79年1月1日以降実施)する旨決定、発表した。

本決定につき、エミンガー総裁は「物価安定政策のさやかな第1歩であり、市中流動性が極めて高く(注)、国内貸出の伸びも高い現状にかんがみ、金融市場に大きなインパクトを与えない範囲で流動性吸収を図ったものである」とコメントしている。

(注) ブンデス銀行再割引わく利用率の推移(単位・%)
53/9月末 10月末 11/27
85.6 74.9 66.7

◇西ドイツ、連邦債の発行を決定

西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会は、12月21日3種類の連邦債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、前回発行の連邦債の発行条件(53年12月号「要録」参照)に比べると、最近の債券市況の軟化(注1)を映じ、期間6年および10年もので応募者利回りがともに幾分引上げられている(それぞれ6.1→6.25%、6.64→6.75%)。

(注1) これは、(1)先行きの財政赤字拡大に伴い長期資金需給が逼迫すると予想されること、(2)ブンデス銀行による再割引わく引下げ(別項「要録」参照)等を映じたものとみられている。

	(1)	(2)	(3)
期 間(年)	6	8	10
表 面 利 率(%)	6.25	6.5	6.75
発 行 価 格(%)	100	99.5	100

発行額(注2)(億マルク)	10	3.5	3.5
応募者利回り(%)	6.25	6.58	6.75
売出し期間	12月28日～1月4日		
(注2) ただし、上記発行額中(1)については2億マルク、(2)および(3)については各0.5億マルク、ブンデス銀行が市場価格操作のため留保することとなっている。			

◇フランス、78年度第4回目の長期国債を発行

1. フランス政府は12月12日、78年度財政赤字(第3次補正予算後見込298億フラン、53年12月号「要録」参照)ファイナンスの一環として、78年度第4回目の長期国債(総額50億フラン)を発行した。

今次長期国債の発行条件等は次表のとおり。

	今回	既往発行分		
		5月	7月	10月
発行金額(億フラン)	50	30	25	30
表面金利(%、パー発行)	8.80	10.0	9.8	9.45
償還期限(年)	8	15	15	15
償還方式	8年後一括償還	3年据置後12回分割償還		

2. 今回の長期国債発行に当たり、モノリー経済相は次のとおりコメントした。

「発行額は、政保債、民間債等に与える影響を考慮しこの程度にとどめた。また発行金利については、最近の金利の低下傾向(10年超の政保債流通利回り、9月末10.37%→11月末10.08%)を踏まえ、これに償還期間の短期化等の発行条件の変化も考慮し決定した。さらに、これまでの12年均等償還方式(1973年以来この方式を踏襲)を、今回発行8年後一括償還に改めたのは、抽選償還等の事務負担の軽減化を図るとともに、主たる消化先である保険会社、退職年金等機関投資家の要望を勘案した結果である。」

◇フランス政府、社会保障の受益者負担の引上げ等を決定

1. フランス政府は12月13日、社会保障関係の財源確保等のため、次のような一連の措置を実施する旨閣議決定した。

(1) 老齢年金負担率の引上げ(79年1月1日以降実施)

老齢年金の受益者負担率を1.75%ポイント引上げる(給付総額に対する掛金負担率、雇用主負担分7.7→8.2%、従業員負担分3.45→4.7%)。

(2) 医療保険負担率の引上げ

イ. 79年1月1日以降実施分

給与所得者については一律4%ポイント(注)、自営業者(農民を除く、年間所得額が基準額を超える者のみ)については3%ポイント引上げる。

(注) 雇用主および従業員の負担率は各々次のようになる。

① 年間所得額が基準額を超過する者の場合
雇用主負担率 13.45→15.45%
従業員 " 4.5→6.5%
② 年間所得額が基準額以下の者の場合
雇用主負担率 13.45→15.95%
従業員 " 4.5→6.0%

ロ. 80年1月1日以降実施分

給与所得者(年間所得額が基準額を超過する者のみ)について1%ポイント(従業員負担のみ)引上げる。

(3) 失業保険支給率の引下げ(79年1月1日以降実施)

支給期間(失業後1年)は従来どおりとするが、支給率を四半期ごとに引下げる(従来は失業後1年間は在職時給与の90%を支給)。

2. 今次措置につき政府では、「景気回復が緩やかにとどまっている状況下、赤字計上を余儀なくされている社会保障関係費の財源を確保するうえでやむを得ない措置(注)である」(シモーヌ・ヴェイユ厚生大臣)と説明している。

(注) 政府試算によれば、上記改定がなければ79年は老齢年金85億フラン、医療保険55億フラン等の赤字計上は必至とされている。

◇フランス、第7次5か年計画を修正

フランス国会(上院)は12月14日、政府提出の「第7次5か年計画の修正に関する法律(le projet d'adaption du VII^e Plan)」を採択した。本法は、76年中に成立した「第7次5か年計画法」(正式名称「第7次経済社会発展計画」、51年5月号「要録」参照)が、国際通貨情勢の変化、世界的景気回復の予想以上の遅れ等から、計画期間(1976~80年)前半において、早くも実績との間に大幅な乖離を生ずるに至り実態と合わなくなったことを背景に策定されたものである(注)。本法の主要内容は次のとおり。

(1) 基本目標

インフレ抑制(最優先目標)、対外均衡の維持、産業の国際競争力強化、雇用拡大等。

(2) 重点政策

目標達成のため具体的諸施策のうち産業政策を中心とする。また重点的育成を図る産業部門として、①エネルギー節約、②集積回路、③衛星通信、④都市大量輸送、⑤宇宙開発、⑥海洋開発の6部門を指定する。

(注) 本法律策定に当って行われた計画庁(*commissaire général au plan*)の経済見通し等に関する検討結果の要旨は次のとおり。

(1) 経済見通し

イ. 主要貿易相手国の経済パフォーマンス……76～80年間の平均実質経済成長率は年率3.8%程度(協調行動を前提とした場合)、インフレ率は80年で6.6%程度。

ロ. フランス経済のパフォーマンス……成長率は漸次上昇(79年3.7%、80年4%、76～80年平均では3.7%程度)、インフレ率は80年時点8.2%と依然高水準。この間、対外均衡の改善は進むが雇用情勢の改善ははかばかしくない。

(2) 政策提言

イ. 就業対策面では、労働時間の短縮、退職年限の選択制の拡大、労働市場の流動化等を図ること。

ロ. 社会保障面では、所得格差是正のための努力を続けること。

ハ. 対外取引面では、投資財、消費財部門の輸入比率の引下げを図ること。

ニ. 農業対策面では、投資に対する課税率の引下げ、有給休暇期間における社会保険料企業負担分の控除、関税引下げ努力等を行うこと。

ホ. 特に農業に関しては、生産性拡大のため新規技術の導入や政府資金の重点配分を図ること。

◇フランス、割賦販売金利を引下げ

1. フランスの割賦販売金融会社は12月14日、経済省と協議の結果、最近の資金調達金利の低下傾向(注)にかんがみ、自動車、家庭電器製品等の割賦販売金融(*financement des achats à tempérament de biens d'équipement domestique*)にかかる金利を1.5%引下げ(18.8→17.3%)、79年1月1日以降実施する旨決定、発表した。同金利の引下げは、76年10月以来約2年ぶりのことである。

(注) 割賦販売金融会社は必要資金の大半をコール市場で調達している。コール・レート(1ヶ月もの)の推移は次のとおり。
76年10月1日 10.25%→78年12月12日 6.625%

2. 今次引下げにつき、金融筋では次のとおりコメントしている。

「今回の割賦販売金利の引下げは、最近のコール市場金利の低下等からみれば全く当然のことであるが、家計消費の下支えをねらった政府の積極的な働きかけがあったことは否定できない。今次引下げにより政府の金利引下げ意欲の強さが再確認されたわけで、今後の物価情勢いかんでは、76年初来据置かれ、貸出金利引下げの壁となっている貯蓄金庫等の預金金利の引下げもあり得るとの見方が強まった」(クレディ・リヨネ銀行等)。

◇ベルギー、総選挙を実施

ベルギーでは、12月17日、地方分権問題をめぐる連立与党内における対立(フラン西勢力<オランダ語使用>とワロン系勢力<フランス語使用>の対立)状況を開闢するため総選挙が実施された。開票の結果をみると

と、フランドル人民同盟、ワロン連合といった急進的な改革を求める地域政党が後退をみせたものの、第1党のキリスト教社会党も2議席を伸ばしたことにどまり、結局下院全体の勢力分野はほぼ現状を維持する形になった。

また、パンデンボイナンツ暫定内閣(注)は翌18日、総選挙による局面打開が事実上失敗に終ったことから総辞職した。

(注) 77年5月以降政権を担当してきたティンデマンス内閣(キリスト教社会党、社会党、フランドル人民同盟、フランス語民主戦線の四党連立、52年7月号「要録」参照)は、10月11日、地方分権化法案をめぐる与党内対立の収拾が不調に終ったため総辞職し、それ以後は総選挙までの暫定措置として、パンデンボイナンツ前国防相兼副首相を首班とする暫定内閣(パン・エルスランゲ前法相が副首相兼法相となった他は全閣僚が留任)が成立していた。

ベルギーにおける総選挙の結果(下院)

	新議席数	1977年総選挙後議席		同左得票率(%)
		同左得票率(%)	議席数	
キリスト教社会党	82	36.3	80	36.0
社会民主党	58	25.4	62	27.1
自由進歩党	37	16.3	33	15.7
フランドル人民同盟	14	7.0	20	10.1
フランス語民主戦線	11	4.3	10	4.2
ワロン連合	4	2.9	5	2.8
共産党	4	3.3	2	2.7
その他	2	4.5	0	1.4
計	212	100.0	212	100.0

◇ノルウェー、EC共同フロート離脱等を決定

1. ノルウェーのNordli首相は12月11日、(1)同国が翌12日以降EC共同フロートを離脱し、また(2)明年初発足予定の欧州通貨制度(EMS)にも当面参加しない方針を発表した。EC共同フロート離脱後の為替政策に関しノルウェー中央銀行は同日、離脱後はノルウェー・クローネを主要貿易相手国通貨のバスケットにpegさせることとし、同バスケットに対する現在のノルウェー・クローネの相場水準を堅持する方針を明らかにした。

2. 本措置は欧州通貨制度発足前の通貨調整思惑からノルウェー・クローネに対する売投機圧力が強まるのを回避し、もってこの面からインフレ圧力(注)の強まるのを防ぐために採られたものとみられているが、本措置に関しNordli首相は「本年9月実施の貨金・物価凍結措置(53年10月号「要録」参照)の遂行をより容易にするためにとられたもの」と説明している。

(注) ノルウェーの物価上昇率(前年比・%)

	76年	77年	78/1	II	III	10月
消費者物価	9.1	9.2	8.9	7.8	7.8	8.0
卸売物価	8.0	6.5	3.5	3.5	4.3	n.a.

◇アイルランド中央銀行、対英國為替管理措置を発表

1. アイルランド中央銀行は12月16日、為替管理法の一部手直しを行い、これまで制限のなかった同国居住者と英國居住者間の取引につき、通常の非居住者との取引と同様の為替管理措置を導入(15日以降実施)する旨発表した。主な内容は次のとおり。

- (1) アイルランド居住者は英國(北アイルランドを含む、以下同じ)内に保有する預金口座を3か月以内に解約し、同残高をアイルランド国内に送金することを要する。
- (2) アイルランド居住者の英國証券の購入を禁止する。また同居住者が現在すでに保有している英國証券については、非居住者に対してのみ売却を認めるが、当該売却代金は2か月以内にアイルランド・ポンドに転換することを要する。
- (3) アイルランド居住者は英国内に保有する固定資産につき、すべて為替管理当局への届出を要する。
- (4) アイルランド居住者が英國へ旅行する際の持出通貨限度額は、他国への旅行の場合と同様、1人につき自國通貨100アイルランド・ポンド、外貨500アイルランド・ポンドとする。
- (5) アイルランド居住者がE C以外の国において不動産を購入する目的で資金を借り入れる場合、その上限は2万アイルランド・ポンドとする。
- (6) 英国居住者に対するアイルランド所在銀行の貸出は、特別の許可がない限り他の非居住者向け貸出同様5万アイルランド・ポンド以下とする。
- (7) アイルランド居住者は英國の銀行から借入(貿易金融および100ポンド以下の借入は除く)を行う場合、アイルランド中央銀行の事前認可を要する。

2. 今回の対英國為替管理措置導入は、アイルランドが歐州通貨制度(EMS)に参加することにより、これまで無条件で等価交換されてきたアイルランド・ポンドと英ポンドとのリンクが必ずしも保障されなくなり、思惑的な資本移動が発生するおそれも出ていたために採られたものとみられているが、アイルランドとしては「EMS発足後も当分の間引き続きアイルランド・ポンドと英ポンドの1:1のパリティーを維持する方針である」(リンク首相)旨表明している(注)。

(注) アイルランド中央銀行の今次措置に関連して英國政府は12月19日、声明を発表し、①当面アイルランドに対する為替管理は導入しないこと、②ただし状況が変れば直ちに導入の用意があることを明らかにした。

◇ギリシャ、1979年度予算案を発表

ギリシャ政府は11月24日、1979年度(1~12月)予算案

を発表した。歳入は3,205億ドラクマと前年度(当初予算)比+27.5%の大幅の伸びを見込んでいるが、歳出も防衛費、公共事業費等を中心に3,848億ドラクマ、前年度(同)比+26.2%とかなりの伸びを予定しているため、収支じりは643億ドラクマの赤字と前年度の赤字幅(537億ドラクマ)を大きく上回る形となっている。

ギリシャの1979年度予算案

(単位・億ドラクマ)

	1978年度 (当初)	1979年度	前年度当初予 算比増加率
歳 入	2,513	3,205	27.5%
歳 出	3,050	3,848	26.2%
収 支 ジ リ	△ 537	△ 643	—

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、輸入自由化品目を拡大

韓国政府は12月、349品目の輸入自由化を発表、79年1月1日から実施することとした(これに伴い同国の輸入自由化率は53.8%から68.6%に上昇)。これは、海外からの貿易自由化要請にこたえ、かたがた国内物価安定化を図るため、これまで数次にわたって実施してきた輸入自由化措置(77年11月、78年1月、5月、7月)に続くもの。

なお、今次自由化においては、①これまで79~82年中に自由化が予定されていた品目の一一部、のほか②国内物価安定に貢献する品目、③国産品の品質強化に役立つ品目、等を中心を選定されており、これにより79年中3億ドル程度の輸入増が見込まれている。

主な品目は次のとおり。

(1) 79~82年中における自由化品目の一一部

鋼材、ラジエーター、綿織物、ダイヤル式電話機、自転車等

(2) 国内物価安定に貢献する品目

印刷用紙、婦人用ストッキング、綿混紡糸等

(3) 国産品の品質強化に役立つ品目

ボルト・ナット、染料、バーナー、ガスレンジ等機械部品、化学原料

(4) その他馬、羊、七面鳥、アヒル等

◇韓国、1979年度予算成立

韓国の1979年度(会計年度は1~12月)予算が11月14日成立した。本予算は、安定成長を指向した政府の79年度経済運営方針(ちなみに実質G N Pの目標増加率は4年

韓国 の 1979 年 度 予 算

(単位・億ウォン)

		歳 入			歳 出			
		1979年度予算	前年度当初予算比増減(△)率・%	構成比・%(前年度当初)	1979年度予算	前年度当初予算比増減(△)率・%	構成比・%(前年度当初)	
租 うち 内 国 関 税 防 衛 税 専 売 益 金 そ の 他	税	39,068 26,944 6,633 5,491 3,600 1,501	28.9 22.9 49.6 38.7 28.6 50.9	86.1(86.2) 59.4(62.3) 14.6(12.6) 12.1(10.5) 8.0(8.0) 3.3(2.8)	一般行政費 国防費 社会開発費 経済開発費 地方交付金 債務償還・その他	4,661 15,593 11,108 9,133 3,083 1,759	27.0 24.6 41.3 27.5 24.9 18.1	10.3(10.4) 34.4(35.6) 24.5(22.4) 20.1(20.4) 6.8(7.0) 3.9(4.2)
小 計		44,169	25.6	97.4	合 計	45,338	28.9	
公的借款見返り資金等		1,169	10.1	2.6(3.0)			100.0(100.0)	
合 計		45,338	28.9	100.0(100.0)				

ぶりに1けた台の9%に抑制)を受けて編成されたため、歳入出とも4兆5,338億ウォン(前年度当初予算比+28.9%)と引き続き大型予算ながら、伸び率としては前年(同+32.3%)より抑えられている。

歳出入面での特色は次のとおり。

(1) 岁出面では、社会開発費が、教育拡充費や低コスト住宅開発費を中心に前年度当初予算比+41.3%と大幅な伸びを示したことが目立つが、このほか、最大のシェアを占める国防費(前年度当初予算比+24.6%、予算総額に占めるシェア34.4%)が、在韓米軍の撤退に伴う防衛力強化の観点から、また、一般行政費(同+27.0%)も国家公務員給与の引上げ(79年度中に15~32%引上げ予定)等を映じて引き堅調な伸びを示している。

(2) 岁入面では、関税(前年度当初予算比+49.6%)、防衛税(同+38.7%)の伸びが目立つほか、歳入の6割程度を占める内国税は、所得税(同+13%)の伸び悩みにもかかわらず、法人税(同+37%)、相続税(同+41%)の伸長を見込み前年度当初予算比22.9%の増加となっている。

◇タイ、79年度の外国借款受入れ計画を発表

タイ経済社会開発庁は11月、79年度(78/10月~79/9月)の外国借款受入れ対象プロジェクト(39件、総額13億ドル)を発表した。借款の内訳は次のとおり。

直接政府借款プロジェクト	18件	288百万ドル
政府保証借款プロジェクト	21件	989百万ドル
計	39件	1,277百万ドル

主要プロジェクト名 借款額(単位・百万ドル)
(農業・かんがい部門)

Kud Irrigation	69
Livestock Development Phase II	25
(運輸・通信部門)	
8大高速道路改良工事	17
電信普及プロジェクト	40
(電力部門)	

Quae Noi 水力発電プロジェクト	190
Bangpakong タ	190
(社会開発部門)	

北東地域開発プロジェクト 60

今回発表された外国借款受入れ計画は、第4次経済社会開発計画(76/10月~81/9月)の外国借款受入れ対象プロジェクトのうちの79年度予定分であるが、上記のとおり、①農地改革を中心とする土地改良やかんがい面積拡大等、農業基盤整備、②橋梁、高速道路、電話、電力などのインフラ整備、が中心となっている。

◇インドネシア、ルピアの切下げに伴い輸入緩和策を発表

インドネシア政府は、ルピアの大額切下げ(53年12月号「要録」参照)に伴う輸入品価格上昇を中心とするインフレ加速化に歯止めをかける見地から、11月15日(ルピア切下げ発表当日)および12月13日にそれぞれ輸入緩和措置を発表、各々即日実施した。措置の概要は次のとおり。

1. 輸入税の減免(11月15日以降)

- (1) 国内工業生産に必要な原材料の輸入に対する輸入税および輸入販売税の現行税率を一律50%に引下げ。
- (2) 特に、輸出向け工業製品生産用の原材料、部品、消耗機材に対する輸入税および輸入販売税は免除。
- (3) 政府の外国借款プロジェクト推進のために必要な輸入原材料についても(2)と同様の措置を適用。
2. 国産品保護措置として76年12月に導入した輸入保証金制度(L/C開設の際、輸入額と同額の保証金を積立て)を廃止(12月13日以降)。

◇インドネシア、わが国から円借款導入

わが国の対インドネシア円借款2件(第21回インドネシア債権国会議におけるわが国援助割当分およびアサハン計画分)の交渉がまとまり12月20日、次のような合意内容を確認する交換公文が両国政府間で交された。

(1) 第21回インドネシア債権国会議における割当分

金額 547億5千万円
償還期間 30年(うち据置期間10年)

金利 年2.75%

対象プロジェクト ウオノギリ水力発電所建設、スマラン・スラバヤ間鉄道修復工事、ジャカルタ漁港魚市場建設、プランタス川中流域河川改修工事等

(2) アサハン計画分

金額 353億円
償還期間 30年(うち据置期間8年)

金利 年3%

今次円借款のうち、(1)については78年5月にアムステルダムで開催された第21回インドネシア債権国会議で合意をみた78年度のわが国の対インドネシア援助割当分(ドルベースで256百万ドル—53年7月号「要録」参照)に相当するもの。また(2)については、78年8月に基本的合意に達していたアサハン水力発電・アルミ精錬事業開発計画に対する追加融資(53年10月号「要録」参照)に相当するもの。この結果、わが国の対インドネシア円借款供与総額(交換公文ベース)は7,544億円となった(同国はわが国にとって最大の円借款受入国で78年12月末現在でわが国円借款供与総額<交換公文ベース>の約25%を占めている)。

◇インドネシア、第3次5か年計画のためシンジケート・ローンを取り入れ

インドネシア政府は12月20日、国際シンジケート団と総額350百万ドルにのぼるシ・ローン借入取決めに調印

した。当該資金は、79年4月から開始される第3次5か年計画(注)の開発プロジェクトに充当される予定。借入条件等は次のとおり。

金額 350百万ドル

償還期間 10年(うち据置期間5年、以後元利均等半年賦)

金利 LIBOR + 3/4% (当初5年間)

LIBOR + 1/2% (5年超満期まで)

借入先 Manufacturers Hanover Limited(主幹事)、Toronto Dominion Bank(同)、Chase Manhattan Asia, Morgan Guaranty Trust Co. of New York, Indonesia Overseas Bank, 等46行(うち邦銀は東銀、三井、大和、太陽神戸、興銀、長銀等15行)

なお、今次シ・ローンの取入れは同国の78年中の対外借入のなかで最大規模のものであるが、借入条件は国際的な金融緩和を映じて、かつてない好条件となっている。

(注) 現在実行中の第2次5か年計画(1974年~78年)に続く1979年4月~1984年3月の経済開発計画で78年8月に発表されたもの。同計画は、①分配の公平、②高水準の経済成長等を目標に掲げ、農業重視と小規模商業保護を重点施策としているが、石油輸出の伸び悩み等から実質経済成長率は年6.5%と第2次計画(同7.5%)を下回っている。

◇フィリピン、第2回円建債を発行

フィリピン政府は12月20日、第2回目の円建債を発行した(第1回は本年3月、53年5月号「要録」参照)。発行条件等は次のとおり。

総額 150億円

償還期間 10年(うち据置期間5年)

表面利率 年7.0%

発行価格 100円につき99円40銭

応募者利回り 年7.102%

引受け会社 大和証券(主幹事)、野村証券、山一証券、日興証券等40社

本円建債によって調達した資金は経済基盤整備および開発プロジェクトのための支出に充当される予定であるが、第1次円建債(表面利率6.7%)よりも発行条件が悪化しているにもかかわらず今回の発行に踏切った背景としては、①わが国の金利が国際的にみれば比較的低水準にあること、②フィリピンが基本的な外資調達政策として調達源の多様化を進めていること、等が指摘されている。

◇フィリピン、輸出5か年計画を策定

フィリピン政府は11月5日、新5か年開発計画(1978~

82年)の一環をなす輸出5か年計画を発表した。同計画の概要は次のとおり。

- (1) 78~82年の輸出の伸び率を年率18.5%とする。
- (2) 工業製品の輸出伸び率を年率22~25%とする(非工業製品同13~18%)。
- (3) この結果、総輸出に占める工業製品(一次産品加工品を含む)の比率(77年35%)を82年に42%まで引上げる。
- (4) 輸出相手国の多様化を図る。

(相手国) (78年実績見込み) (82年計画)

米 国	32%	→	26%
日 本	22	→	17
E C	19	→	24
社会主義国	11	→	13
ASEAN	5	→	8

- (5) 上記工業製品等非伝統的產品(non-traditional export items)の輸出に対し、優遇措置を強化する(現行輸出手形再割引制度のわく拡大等)。

本計画の特徴は、中・長期的な世界貿易拡大テンポの鈍化を見込み、過去5か年の実績(年率22%)よりも低い輸出伸び率を策定しているものの、①一次産品依存型の輸出構造(現在一次産品輸出比率約85%)を工業製品主導型に変革し、②同時に、市場多角化を推進(伝統的市場である米国、日本のウエイトを低め、その他市場を開拓)しようとしている点にある。

◇インド、ルピーの対英ポンド中心レートを切下げ

インド準備銀行は12月20日、同国通貨ルピーの対英ポンド中心レート(middle rate)を1英ポンド当たり16.15ルピーから16.50ルピーへ2.1%(IMF方式)切下げ、即日実施した。

今回の切下げは、前回の切上げ(11月20日、+1.2%、53年12月号「要録」参照)以降、英ポンドが米ドルに対し上昇(英ポンドの対ドル相場、11/20~12/20間で+4.7%)したのに追随してルピーも切上がった形となったのを調整するためにとられたもの。

◇イラン、金融緩和措置を実施

イラン中央銀行(Bank Markazi Iran)は11月12日、支払準備率の引下げ等を内容とする金融緩和措置を発表、即日実施した。

- (1) 商業銀行の預金増加額に対する支払準備率の引下げ。

普通預金	25→15%
定期預金	15→10%

- (2) 商業銀行の対外短期借入に対する中央銀行への預託比率(無利息)の引下げ(30→20%)。

同国では75年以降、経済開発投資の進捗や原油輸出の増大によるマネーサプライ上昇に伴う高率インフレの持続に対処して、金融引締め政策を継続してきたが、①金融引締めの浸透等からインフレが沈静化傾向(CPI前年比、77年末+23.8%、78/8月末+7.8%)を示してきていること、②最近の政治的・社会的混乱もあって経済活動が停滞しており、これが社会不安を一段と加速していること、等にかんがみ今回の措置がとられたものとみられている。

◇豪州、賃金のフル・インデクセーションを実施

豪州連邦労働調停仲裁委員会は12月12日、賃金のインデクセーション実施時期の変更(四半期ベース→半年ベース)後初のインデクセーション裁定を行い、本年4~9月の消費者物価上昇率(+4.0%)に対する賃金引上げ率につき、前回(6月、1~3月分+1.3%)に続き、消費者物価上昇率をそのまま採用するフル・インデクセーションを認め、15日から実施する旨発表した。

今回のフル・インデクセーション裁定の理由について、同委員会(ムーア委員長)は、インデクセーション方式の変更に伴い、向う6か月間は新たなインデクセーションの機会がないことを考慮し、また、78/6~79/5の賃金上昇率(前回と今回のインデクセーションを通算)は5.5%と、ほぼ同期間の政府の消費者物価上昇見通し(78/7~79/6、6.0%)を下回り、妥当なものである旨強調しているが、政府は今回の裁定は失業者数をさらに増加させ、経済運営を難しくするとして不満の意を表明している。

共 産 圏 諸 国

◇ソ連、1979年経済計画を決定

ソ連の1979年経済計画が、昨年11月29日~12月1日に開催されたソ連最高会議で採択された。これによれば、労働力不足等の成長制約要因の強まりの中で、実質経済成長率(支出国民所得)は前年比+4.3%と、引き続き低めの目標設定となっている(昨年計画目標+4.0%)。こうした中で、立遅れの目立つ農業、消費財部門の目標は高めに設定されており、部門間のアンバランス是正を重視する政策意図が明確に打ちされている。

- (1) 鉱工業生産は、前年比+5.7%と78年計画(同+4.5%)および78年実績見込み(同+5.0%)を上回る伸びに設定。部門別では、日用品(同+8.4%)、食料品(同+6.3%)

%)などを中心に消費財部門の伸び率(同 +5.4%)が78年計画(同 +3.7%)に比べ大幅に引上げられているのが目立つ。

(2) 農業生産は前年比 +5.8%と、史上最高の豊作を記録した78年実績見込み(同 +4.1%)をさらに大幅に上回る目標設定となっており、昨年7月の党中央委総会で決定した新農業政策に基づいて、畜産部門を振興し、コルホーツ農民の個人菜園(自留地)を奨励する方針が明らかにされている。

(3) 投資は総額 1,320億ルーブル(前年比 +4.5%)と78年計画(同 +3.4%)を上回る伸びを設定。部門別には、燃料、製鉄、軽工業部門等へ重点配分するほか、コメコン諸国との共同プロジェクトを一層推進するとしている。

(4) 国民生活面では、国民1人当たり実質所得は前年比 +3.3%と78年計画(+3.0%)をやや上回っているほか、小売売上高も消費財生産の伸び率上昇を見込んでいることもあって同 +4.8%と78年計画(+3.9%)を上回る目標を設定。

(5) 貿易面では、コメコン域内の産業協力に伴う域内貿易のウエイト増大が見込まれているほか、対西側先進国貿易ではコンペニセーション取引(注)の増大が見込まれている。

(注) 輸入代金の全部または一部を自国製品で支払うもので、生産物分与方式による取引も含む。

ソ連の主要経済指標

(前年比増加率・%)

	1976 年 実 績	1977 年 実 績	1978 年 計 画	1979 年 同 実 績 見 込 み 計 画	1979 年 計 画
支出国民所得	5.0	3.5	4.0	4.0	4.3
鉱工業総生産	4.8	5.7	4.5	5.0	5.7
うち生産財	5.5	6.0	4.7	5.3	5.8
消費財	3.0	5.0	3.7	4.0	5.4
農業総生産	3.7	3.0	n.a.	4.1	5.8
うち穀物生産(百万トン)	223.8	195.5	220	235.0	n.a.
総投資	4.1	3.0	3.4	n.a.	4.5
工業労働生産性	3.3	4.1	3.8	3.6	4.7
国民1人当たり実質所得	3.7	3.5	3.0	n.a.	3.3
小売売上高	4.6	4.4	3.9	4.5	4.8

◇ソ連、1979年国家予算を決定

ソ連の1979年国家予算が、昨年11月29日～12月1日に開催されたソ連最高会議で採択された。その概要は次のとおり。

(1) 岁入総額は 2,692億ルーブル、歳出総額 2,689億ルー

ブル。歳入、歳出の伸びはいずれも前年比 +9.3%と、現行5ヵ年計画に入って最も高い伸び。

(2) 岁入面では、国営企業の利潤納付が前年比 +3.3%と伸び悩みの反面、主として消費財に賦課される取引税は消費財生産の伸び率上昇見込みなどから、前年比 +14.8%と前年(同 +4.5%)を大幅に上回る伸びとなっている。

(3) 岁出面では、国防費が前年と同額に据置かれているほか、社会文化費も前年並みの伸び(前年比 +4.1%)に抑えられているものの、大宗を占める国民経済費(工業、農業、建設、商業部門等への投資・運転資金)は農産物の国家買入価格の引上げ等に伴う価格補助金支出の増大、国営企業の合理化・省力化投資、畜産物生産の大規模工業化投資、小売商店拡充投資等を中心に前年比 +14.9%に引上げられている。

ソ連の国家予算

(単位・億ルーブル)

	1977年	1978年	1979年	前年比増減(%)		
				1977年	1978年	1979年
歳入総額	2,389	2,464	2,692	6.8	3.1	9.3
うち利潤納付	784	785	811	12.2	0.1	3.3
取引税	732	765	878	4.9	4.5	14.8
国民諸税	222	230	243	7.2	3.6	5.7
その他	650	682	759	3.0	4.9	11.3
歳出総額	2,387	2,461	2,689	6.8	3.1	9.3
うち国民経済費	1,234	1,257	1,444	7.9	1.9	14.9
社会文化費	839	876	912	4.4	4.4	4.1
国防費	172	172	172	-0.2	0	0
行政費	20	21	23	0	5.0	9.5

◇中国、共産党中央委員会を開催

中国では、三中全会(中国共産党第11期中央委員会第3回総会)が12月18日から22日まで北京で開催され、今後の活動方針と79～80年の国民経済計画の討議、党の主要人事の決定等が行われ、コミュニケーションが発表された。同コミュニケーションによれば、これまで全国的に展開されていた「4人組」摘発・批判運動が成功裡に終了したことから、今後の党活動の重点を経済建設(「社会主義現代化建設」)に移すことが決定され、また人事面では経済運営のベテランといわれる陳雲中央委員が党副主席に就任した。なおコミュニケーションで明らかにされた79～80年の経済政策原案の概要は以下のとおり。

(1) 経済管理政策

イ. 各段階の経済行政機関を大幅に簡素化し、その大

- 部分の職権を企業的性格を有する専門公司等に移す。
- ロ. 各クラス、職種、個人単位の責任制と管理機関、管理要員の権限を強化するほか、考課、賞罰、昇・降級制度を実施し、中央部門、地方、企業、勤労者個人の積極性と創意を發揮させる。
- (2) 農業政策
- イ. 基本方針……農業部門の立遅れにかんがみ、その発展を促進するため農民の物質的利益と民主的権利を保証し農民の社会主義的積極性を引出す。
- ロ. 具体的措置
- (イ) 人民公社、生産大隊、生産隊の所有権と自主権を法律により保護する。
- (ロ) 上部行政機関等が生産隊の労働力、資金、物資等を無償で使用・占用することを禁止する。
- (ハ) 人民公社各段階の生産組織は、均等主義を克服し、「労働に応じて分配する」原則に従い労働の量と質に応じて報酬を算定する。
- (ヘ) 農民に対して自留地での耕作、家庭副業、市での取引を認め、これに対する干渉を排除する。
- (ホ) 人民公社は生産隊を基礎とする三級所有制^(注1)を確実に実行する。
- (ヘ) 人民公社各段階の組織は民主的管理を実行し、幹部を公選し、会計を公表する。
- (ヒ) 今後かなりの期間にわたり国家による全国の食糧買付け目標を据置く(農民の留保分を増大させること)。
- 食糧の買付け価格を79年の夏収作物出荷時より20%引上げ、超過買付け部分はさらにその50%増しとするほか、綿花、油料作物、砂糖、畜産品等農業副産物の買付け価格についても適宜引上げる^(注2)。
- (ホ) 農業機械、化学肥料等農業用工業製品の工場出荷価格と販売価格を、コストの低下を前提として79～80年に10～15%引下げること。
- (注1) 人民公社、生産大隊、生産隊の3段階の行政、生産単位が、それぞれの規模に応じて工場、トラクター、農業機械等の生産手段を集団所有する制度。一般に、耕地、農機具、家畜は生産隊に属し、大型機械、工場は生産大隊もしくは人民公社に属する。
- (注2) 本措置に伴い都市の労働者・職員に影響がおよぶことを防ぐため、食糧の販売価格を据置き、その他の農産物の販売価格についても価格引上げが必要になった際には消費者に適宜、補償措置をとることが定められている。
- ◆中国、企業基金制度を実施
- 中国では最近、年間国家計画を達成した国営企業等が企業基金として利潤の一定額を取得し、これを独自に使用することを認める旨定めた「国営企業の企業基金の試行に関する規定」を78年末から実施する旨発表した。これは「4つの近代化」実現をめざして、企業単位の物質的奨励策を導入することにより国営企業の生産性向上を図ることを目的としたものとみられる。人民日報(12月20日付)の報じるところによれば概要は以下のとおり。
- (1) 企業基金の取得基準等
- イ. 国営企業
- (イ) 工業企業
- ① 國家が定めた年間計画指標8項目(生産量、品種、品質、原材料・燃料・動力の消費量、労働生産性、コスト、利潤、流動資金使用額)と出荷契約を達成した企業…年間賃金支払い総額の5%相当の基金を取得できる。
- ② 上記8項目のうち主要4項目(生産量、品種、品質、利潤)と出荷契約を達成した企業…同3%相当。
- ③ 上記8項目のうち主要4項目を含む5～7項目と出荷契約を達成した企業…同3%に加え、主要4項目を超えて達成した項目1つにつき0.5%相当を追加取得できる。
- (ロ) 非工業企業…農業・牧畜業、運輸・交通、商業、食糧、対外貿易、建設関係企業等の取得額の算定方法については、中央の当該企業管理部門が工業企業に準ずる形で実施案を作成し、財政部の許可を受けたうえで実施する。
- (ハ) 特例企業
- ① 國家が政策的に赤字決算を認めた企業…通常の黒字企業並みに算定し、基金を取得することができる。
- ② その他国家計画上赤字決算を認められた企業…国家計画指標の各項目をすべて達成した場合は、年間支払い賃金総額の3%相当を取得できる。一部項目が達成できなかった場合はその程度に応じて取得額を減ずる。
- ロ. 企業管理部門(行政機関)
- 管轄下にある企業全体の損益を合算し、その利潤のうち國家の利潤計画指標を超過する部分について、一定比率の基金を下記業種区分に従い取得できる。
- (イ) 石油、電力、対外貿易…5%
- (ロ) 冶金、機械、化学、軽工業、繊維、製材、建材、建設、郵便・電信・電話、運輸・交通、水産、商業、販売…10%
- (ハ) 石炭、軍事工業、食糧、農業・牧畜…15%
- (2) 基金の取得手続き

-
- イ. 国営企業…年末の決算時に、当該企業管理部門の審査と同管理部門と同級の財政部門の承認を経て利潤の中から取得する。赤字企業については、財政による赤字補てん額の中から取得する。
 - ロ. 企業管理部門…直属企業全体の決算時に、同級の財政部門の承認を経て、利潤の中から取得する。
- (3) 基金の使途
- イ. 国営企業…労働者・職員の集団的福祉事業、農業向け資金、副業資金、報奨金等。
 - ロ. 企業管理部門…利潤計画指標を超過達成した直属企業に対する報奨として全体の50%を支出し、残り50%を生産技術関連支出または直属企業全体の福祉事業に支出する。
- (4) 基金の使用手続きと管理
- 使用計画を公開し、労働者・職員代表大会における討議と承認を経て、労働者・職員の監督のもとで民主的に管理する。